

# 2024 年度 運営方針・事業計画



障害福祉サービス事業グループ

【姫路暁乃里／太陽の郷／チャレンジ／ふらっと／オリオン】

# 目次

社会福祉法人 五倫会 .....	2
指定障害者支援施設 姫路暁乃里 事業計画.....	6
障害福祉サービス事業所 太陽の郷.....	15
共同生活援助 チャレンジ .....	19
相談支援事業所 ふらっと .....	24
放課後等デイサービス オリオン .....	27

## 社会福祉法人 五倫会

### 理念

孟子の「五倫」の教えに基づき、「私たちは人間を愛し、一人ひとりの人間がありのままに、自らの意思で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指す。」の理念のもと 2023 年度事業を執行する。

1. 人間の夢や希望を応援し、一人ひとりが幸せと思える社会の実現に向けて働きます。
2. 支援を必要としている人に、真面目に、誠実に向き合い、常に専門性を高める努力を惜しまず、支援します。
3. 常に時代の流れに柔軟に対応しつつ、且つ生活の質を追求し、先駆的な事業にも果敢に挑戦します。

### 基本方針

#### 職員の誓い

1. 利用者に対して尊敬と感謝の念を持ち、謙虚な気持ちを忘れません。
2. 利用者に対して誠心誠意、平等に接します。
3. 利用者のペースに合わせ、同じ目線でじっくりと話を聞きます。
4. 利用者に対しての言葉遣い、職員同士の言葉遣い、挨拶は適切にします。
5. 職員間の報連相を徹底し、チームワークを大切にします。
6. 常に問題意識を持ち、自己研鑽に努めます。
7. できないと言わない、愚痴は言わない、人のせいにしません。

#### 法人経営の原則の遵守

2024 年度事業を執行するに際し、法人定款第 3 条に規定する法人経営の原則を遵守する。

《法人定款》（経営の原則）

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の高齢者、障害児、障害者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

## 評議員会・理事会の開催

### 1. 評議員会の開催

- ・ 2024年6月（2023年度事業報告及び決算等）
- ・ 2024年12月（2024年度事業経過報告等）
- ・ 2025年3月（2025年度事業計画及び予算等）

### 2. 理事会の開催

- ・ 2024年5月（2023年度事業報告及び決算等）
- ・ 2024年9月（2024年度事業経過報告等）
- ・ 2024年12月（2024年度事業経過報告等）
- ・ 2025年3月（2025年度事業計画及び予算等）

## 事業内容

### 1. 第一種社会福祉事業

- |                 |        |         |
|-----------------|--------|---------|
| ・ 障害者支援施設 姫路暁乃里 | 生活介護   | 定員 38 名 |
|                 | 施設入所支援 | 定員 30 名 |

### 3. 第二種社会福祉事業

- |                    |                 |         |
|--------------------|-----------------|---------|
| ・ 障害福祉サービス事業 姫路暁乃里 | 短期入所            | 定員 4 名  |
|                    | 日中一時支援          | 定員 4 名  |
| ・ 障害福祉サービス事業 太陽の郷  | 生活介護            | 定員 20 名 |
|                    | 就労継続支援 B 型      | 定員 15 名 |
| ・ 障害福祉サービス事業 チャレンジ | 共同生活援助事業        | 定員 11 名 |
|                    | 短期入所（空床型）       |         |
| ・ 相談支援事業 ふらっと      | 一般・指定・障害児相談支援事業 |         |
| ・ 障害児通所支援事業 オリオン   | 放課後等デイサービス      | 定員 20 名 |

## 事業方針

今年度は、6年に一度、医療・介護・障害のトリプルの報酬改定の年で、障害の改定率は+1.12%のプラス改定となり、五倫会では、国の動向を注視しつつ、障害のある人が抱える複雑化・多様化したあらゆる課題に対し対応できるよう体制整備に努めながら、事業計画を以下と通り提案する。

## 1. サービス提供基盤の強化と、よりよいサービス提供のための人材育成

---

### ① 強度行動障害スーパーバイザー養成事業（兵庫県委託事業）（継続）

⇒県から委託を受けて最終年度の3年目に入り、地域で活躍できるスーパーバイザーを複数人養成し、本事業を人材育成・人材教育の起点として継続して実施する。昨年に引き続き、太陽の郷・チャレンジも含めた法人全体で、標準的な支援として浸透できるよう取り組んでいく。

### ② 職員の教育体制の充実（継続）

⇒法人全体で合同研修を定期的実施し、五倫会マインドを醸成するとともに、経験と勘に陥りがちな職員がブラッシュアップできる機会をつくる。また、全職種、階層に対して、法人内・外において、専門性、質の高い研修を提供する。

## 4. 職員の能力や個性を生かす組織開発

---

### ① 人事制度の改善

⇒人事制度の課題を整理し、適切に運用されるように随時改善を図る。  
人事評価については、ICT導入を実施し、適切な評価体制の構築に取り組む。

### ② リーダー級及び、課長級の階層別研修を実施

⇒チームマネジメントや、面談の技法などについて学べる機会をつくる。

## 5. 利用者の人権擁護・虐待防止のための体制強化

---

### ① 虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会の開催（毎月の法人会議内で開催）

⇒委員会の内容については文面にて全職員へ周知させる。

### ② 法人内の全職員に対し、虐待防止、身体拘束等の適正化に関する研修を実施

⇒5月と10月に年2回実施。新入職員に対してはその都度実施する。

## 6. 新たな事業の推進と事業領域の開拓

---

### ① 姫路暁乃里の増築及び大規模改修（継続）

⇒昨年より、定員30名の個室化、短期入所の10名への増床、日中活動の場の充実を図るため、令和7年度社会福祉施設等整備費補助金の取得に向け、引き続きチャレンジする。また、並行して姫路市との事前協議も進める。

### ② 高齢化・重度化に対応したグループホーム等の開設（継続）

⇒昨年より東播磨健康福祉事務所、高砂市障害福祉課等と継続・協議し、高砂市北浜町に、障害者の重度化・高齢化にも対応できるグループホーム等を整備計画の準備をする。

③ **オリオン2事業所の統合（継続）**

⇒昨年より、定員20名は継続し、令和7年の新たな事業展開に向け、準備を進める。

④ **地域相談窓口の受託（継続）**

⇒令和5年10月から、姫路市地域相談窓口（通称名：「東部ひめりんく」）の受託することができ、より身近な地域で、障害のある人が抱える複雑化・多様化した課題解決に努める。

## 指定障害者支援施設 姫路暁乃里

### 基本方針

『共に考え、共に実践し、共に達成する』

～利用者・スタッフ・地域と共に～

利用者一人ひとりが思い描く、“夢・理想・未来”の実現に向けて、利用者スタッフの信頼関係のもと、利用者に関わる全ての関係機関、全ての人々を巻き込みながら地域社会が一体となって“共に考え、共に実践し、共に達成する”支援体制の実現を目指します。

### 取り巻く環境

2024年度は3年ぶりの報酬改定の年となり、姫路暁乃里の運営する上で大きく影響のある改定内容は下記の通りとなります。

生活介護	サービス提供時間に応じた評価を導入（1時間毎の報酬単価）
施設入所	区分6かつ行動関連項目10点以上の報酬区分を新設 施設入所者に対して、地域移行の意向を確認（個別支援計画に記載） 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
短期入所	緊急時の受け入れを更に評価（連絡調整者配置の場合）
共通	行動関連項目18点以上で中核的人材養成研修修了者を配置した場合の報酬を新設 ICT導入の推進 虐待防止、権利擁護の促進 BCP（災害、感染症）の策定

上記の内容については、利用者を中心に運営方法を検討していき、年度途中でもサービス提供時間の変更が必要であれば実施していく。

兵庫県からの委託事業である強度行動障害SV（スーパーバイザー）養成事業が3年目となり、今年で最終の年となります。この事業が職員の専門性向上と人材育成の基盤となっており、国の施策でも中核的人材の養成と配置が盛り込まれました。法人内でスーパーバイザーが輩出でき、地域の事業所に訪問し、適切なアセスメントと有効な支援方法等の環境調整や支援が行えるような職員を育成していきます。

2023年度正規職員の退職者は0人（2022年度も0人）であったことは評価できるが、常勤の支援員1名と非常勤の職員の確保のみであり、更なる支援の質の向上と利用者のQOL（生活の質）の向上のため、人材確保の面では努力が必要である。

虐待防止と権利擁護の観点を職員は基本において支援をしていく必要があり、以上の内容を踏まえ、下記の通り重点目標を実施していく。

## 重点目標

### 1. 強度行動障害者・重度障害者への支援技術の向上

2022年度より強度行動障害 SV 養成事業が兵庫県の委託事業として実施され、北摂杉の子会 人材育成研修室の堀内氏に研修・助言をもらいながら強度行動障害者・重度障害者への支援を続けてきた。兵庫県知的障害者施設協会加盟施設に向けて実践報告会を行い、強度行動障害者の受け入れ相談件数も増えた。

法人内の事例検討会は継続しながらも、この事業の核である「地域の事業所や家庭でスーパーバイズできる人材を育成する」が実現できるよう、職員のスキルアップを図り、スーパーバイザーへの養成を確立していき、支援力の底上げを目指すため下記の内容を実施する。(継続)

- ・ 毎月の実践による事例検討会は、コアメンバーを中心に積極的に参加、学習する機会を設ける。職員が自閉スペクトラム症や構造化の手法を学びながら、般化出来るような支援を提供していく。
- ・ SV 認定に関わるプログラムや中核的人材の養成研修への参加
- ・ 令和7年頃の姫路暁乃里増改築計画に向けて、自閉症支援の先進的な法人や事業所を積極的に見学し、空間の環境調整が行える職員を育てる。また既存の建物でも強度行動障害者の行動が安定し、自立して生活ができるような生活環境、支援環境を整備していく。
- ・ 遅出、夜勤をする常勤職員は、強度行動障害支援者養成基礎研修もしくは行動援護従事者養成研修を必ず受講し、資格を取得するための研修を企画していく。
- ・ 法人内外での事例検討会にも積極的に職員を派遣していく。

### 7. 人材(育成・教育・確保)、働き方改革

強度行動障害 SV 養成事業を人材育成・教育の軸として置き、職員のメンタルケアを行いながら法人全体の事業拡大のため、特に人材確保に取り組んでいく。

法人全体で100名近い職員が所属しているため、人事考課制度を整える必要がある。職員の働き方に柔軟に対応しながら下記の内容を実施していく。

- ・ 個別支援をするには、「人材」＝「人財」が必要であるため、2024年度は特に人材確保は積極的に進め、大学・短大・専門学校から3名以上の新規採用を目指す。また人材紹介会社を上手く活用して、国の助成金(キャリアアップ助成金)を使いながら適材適所で職員の良い所を伸ばしていけるような職場環境を目指す。
- ・ 法人テキストやマニュアルを整備し、職員が法人理念を理解し、且つ適切に業務に従事できるように仕組みを作っていく。
- ・ 医療の専門職(看護師・理学療法士・歯科衛生士)が働きやすい職場環境を作り、利用者への医療的なケアが充実するようなケア内容を検討していく。
- ・ 自閉症、高齢者、ダウン症チームは各チームで学習を行い、職員会議で発表する機会を持ち、職員の専門性の向上を目指す。利用者支援に直接繋がる発表の機会を設ける。
- ・ 24時間365日稼働している施設の特徴を活かし、様々な働き方に対して柔軟に対応していくためにも人事考課制度を法人と共に整備していく。

- ・ 記録、事務量の増加に伴い、業務効率化向上のためICT導入を推進していく。

## 8. 虐待防止・権利擁護の取り組み、意思決定支援、BCP（事業継続計画）

---

障害福祉で働く者として、「意思決定支援」をすると必然的に本人中心の支援となり、本人の求める暮らし（ニーズ）に近付き、それを支えるのが支援員である。自閉症の方で意思表出が難しい方については、表出できる支援ツールを作成して意思決定できる機会を増やす。虐待防止と権利擁護は職員の責務とする。

新型コロナウイルス感染症への感染対策を徹底しながら、必要なサービスを継続的に提供していく。感染症や災害が発生した場合であっても、BCP（事業継続計画）に沿って必要なサービスが継続的に提供されるよう、日頃からの備えや事業継続に向けて下記の内容を実施する。

- ・ 意思表出が難しい利用者に対して、アセスメントを実施して障害特性に合わせた支援ツールを作成して表出の支援を行う。
- ・ 虐待の未然防止、虐待防止委員会の設置と職員への権利擁護・虐待防止研修を実施する。
- ・ 年2回、地域移行の意向の確認を実施する。
- ・ 感染症対策として、職員はスタンダードプリコーション（標準予防策）を意識し、感染症委員会の開催の継続、研修・訓練（シュミレーション）の実施を行う。
- ・ 自然災害に対応できるよう年2回避難訓練を実施する。
- ・ 兵庫県庁と兵庫県知的障害者施設協会の要請を受け、播磨・淡路圏域の事業所でクラスター発生時、衛生用品の備蓄がなくなった場合に物資保管施設として役割を担う。

## 利用者支援

利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者及びその家族の生活に対して意向、生活全般の質を向上させるための課題、ニーズに沿った個別支援計画に基づき、健康で快適な生活を維持・充実した生活が送れるよう障害の程度や特性に配慮の上、日常生活全般における生活習慣の向上を目指す。

### 1. 事業の目的

---

#### ① 生活介護

利用者の状況に応じて適切な食事、整容、更衣、排泄、移動等の生活全般にわたる支援を継続する。嘱託医・看護師と連携を取りながら日常生活上の健康状態、服薬、健康に関する相談、アドバイスを受けながら健康維持のためのサービスを提供、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な援助を行うことを目的とする。

#### ② 施設入所

常に介護を必要とする利用者、個別支援計画に基づいて夜間および休日の入浴、排泄、食事の介助等を行う。また、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように、置かれている環境に応じて個別のニーズに沿ったサービスの提供、相談、その他の日常生活の支援・介護をすることを目的とする。

## 9. 年間計画

毎月	■ 法人会議（毎月実施）	1. 虐待防止委員会 2. 身体拘束適正化委員会 3. BCP検討委員会 4. 事故防止委員会 5. 感染症防止委員会 ※上記1～5は法人会議内にて実施する。
	■ 強度行動障害を示す利用者の事例検討会	毎月実施。他法人からも参加者あり。
	■ 虐待防止研修（全職員）	年1回（5月）実施。新人職員へは採用時に実施する。

月	行事	施設外研修	施設内研修
4月	観桜会		
5月	保護者会 ばんたん親善運動会		虐待防止研修（全職員）
6月	健康診断	行動援護従事者養成研修 新任職員研修 新任リーダー研修	ダウン症チーム発表
7月	保護者会 七夕会	播淡地区職員研修会	避難訓練（夜間想定） 消火訓練 自閉症チーム発表
8月		播淡地区施設長・職員合同研究会 社会福祉施設等新任職員研修	高齢者チーム発表
9月	夏祭り 保護者会	兵庫県サービス管理責任者研修 兵庫県相談支援従事者初任者研修 社会福祉施設等リーダー研修 全国知的障害福祉関係職員研究大会 福祉の集い	
10月	ハロウィン	強度行動障害支援者養成基礎研修	
11月	保護者会	播淡地区職員研修会	ダウン症チーム発表
12月	ふれあいコンサート クリスマス会	兵庫県サービス管理責任者基礎研修	
1月	鍋の会 ふれあいコンサート 保護者会		自閉症チーム発表
2月	節分 バレンタイン	播淡地区施設長会研修 兵庫県サービス管理責任者更新研修	高齢者チーム発表
3月	ひなまつり 保護者会	強度行動障害SV養成事業実践報告会	避難訓練（日中想定） 消火訓練

※2023年度実績より

## 10. 医務・保健計画

### ① 日常の健康管理

利用者の健康状態把握のため、常に表情や行動を観察し、病状の早期発見・早期対応に努める。またサービス提供中に異常が認められた場合は通院等の適切な処置を行う。

- ・ 慢性疾患、特定疾患の注意事項を職員に周知する。
- ・ 利用者内服薬の管理及び常備薬の取り扱いに万全を期す。
- ・ 感染症対策としてスタンダードプリコーション（標準予防策）を実施する。
- ・ 利用者のバイタルチェックを行う。（起床時、入浴時、体調不良時）
- ・ 毎週月曜日にパルスオキシメータで酸素飽和度を測定する。
- ・ 理学療法士がリハビリテーション実施計画書に基づいたリハビリテーションやケアを実施し、利用者の身体的な機能、ADLの向上に努める。
- ・ 歯科衛生士に口腔ケアを通じて助言を受けて予防医療に努める。

### ② 健康計画

内容	対象者	予定月
嘱託医による往診	全員	月1回
健康診断	全員・夜勤者	6月・12月
インフルエンザ予防接種	全員	11月～12月
理学療法士によるリハビリ 理学療法士の指示による支援員によるリハビリ	全員	生活介護開所日
歯科衛生士による口腔ケア	全員	月4回

## 短期入所（宿泊を伴う）、日中短期入所（宿泊を伴わない）

### 1. 目的

個々の心身の状況や介護している家族が、疾病・冠婚葬祭・学校等の公的行事への参加、休養等の目的で家庭における介護が困難になった場合、一時的に施設を利用（レスパイト）、短期間の入所をする。

### 11. サービス内容

日中における一時的な預かりを利用する利用者・宿泊を伴う利用で短期間の入所を必要とする利用者の状況に応じて食事・排泄・入浴等の日常生活支援を行う。

### 12. 活動内容

食事の提供	利用者の希望、健康面を考慮した食事を提供する。
生活に関する相談、援助	利用者の自己判断、自己決定、自己責任のもと自分で解決しかねる問題、助言が必要な状況、経験がないことにより自己判断しかねる事項等状況を考慮し、適切な相談、援助を行う。
服薬管理	状況に応じて服薬援助を行う。
健康管理	利用者の健康状態に注意し、必要に応じて、食事等配慮する。
短期利用者に対する緊急時の対応	利用者の生命、安全を第一に考えた速やかな対応・ご家族、関係機関との連絡調整を行う。
情報提供	利用時における本人の状況報告、家庭においての関わりについての相談、サービス事業所の情報提供、各種福祉サービスの情報提供を行う。
地域生活支援事業	在宅で介護している保護者の高齢化が進み、緊急性の高い案件（介護者の急病等の緊急時）で2022年度緊急短期入所を受け入れた実績は6件と過去最高であった。2022年7月に地域生活支援拠点の指定を受けているため、要望があれば積極的な受け入れを実施する。

## 栄養課(日清医療食品株式会社)事業計画

### 1. よりよい食事提供の構築

- ・ 喫食される方の状態を把握し、食形態を随時見直す。
- ・ 味付けの均一化を図る。
- ・ 病態に合わせた食事作り。
- ・ 栄養基準量に基づいた食事提供。
- ・ 選択する楽しさ、喜ばれる食事の提供。
- ・ 施設内栄養基準を八訂基準に変更して作成する。

### 13. 嗜好調査（アンケートによる）実施

- ・ 利用者様の要望や不満を把握する。
- ・ アンケート結果より、味付け、献立の見直しを行う。

### 14. 給食委員会の実施

- ・ 月に1回給食委員会を開催し、職員様より利用者様個々の現在の食形態加工についての確認や改善、味付けやメニューに対する意見を頂き、その情報をもとに協議し、より良い食事提供を行う。
- ・ 給食会議で利用者様の毎月の身体測定結果を職員様、施設栄養士様と確認し、ごはん量や食事形態の調整を行う。

### 15. 食の充実を図り、複数献立を取り入れる

- ・ 月に2回、3者択一メニューを取り入れる。
- ・ 月に2回、ティータイム時に手作りおやつを提供する。
- ・ 月に1回、季節の行事食かバイキングのどちらかを取り入れる。

### 16. 食事提供時間

朝食	8：00	
昼食	12：00	早出 11：30、11：45

夕食	18:00	早出 17:30、17:45
----	-------	----------------

※11:30 9名、11:45 1名

※17:30 6名、17:45 1名、その他（ショートステイ 19時までに退所される方）

## 17. 職員体制

---

- ・ 姫路暁乃里栄養士 1 名（非常勤）
- ・ 日清医療食品株式会社栄養士 1 名
- ・ 日清医療食品株式会社調理員 3 名

## 18. 衛生管理体制に基づいた安心・安全の食事体制

---

- ・ 月 2 回の事業所衛生チェック。
- ・ 支店衛生担当による衛生監査。
- ・ 月 1 回のチーフ会議で実施する衛生についての勉強。
- ・ 本社衛生管理室による衛生監査。

## 19. 非常時・災害時におけるバックアップ体制の確立

---

- ・ 災害時における対応マニュアルを全事業所装備。
- ・ 非常用備品を各支店単位で装備。

## 障害福祉サービス事業所 太陽の郷

### 基本方針

1. 太陽の郷を利用する利用者ひとりひとりが、主人公として活動できることを大切にします。
2. 太陽の郷を利用する利用者ひとりひとりが、どの場面でも自分の考えで選び決めることを大切にします。
3. 太陽の郷を利用する利用者ひとりひとりの考えや行動を認め、本人の権利を守ります。

### 取り巻く環境

2024年度の報酬改定により、太陽の郷の運営するうえで影響のある改定内容は下記の通しとなります。

生活介護	サービス提供時間に応じた評価を導入（1時間毎の報酬単価）
就労継続支援 B 型事業	平均工賃月額が高工賃と低工賃で格差がつけられた。

去年は県として「障害者の芸術文化活動の推進」の部門を設置し動きが増えるなか、兵庫県ユニバーサル推進課より協力依頼を受け、姫路城前にある家老屋敷跡「は」の屋敷にて展示会を実施した。また、「第12回こころのアート展」（作者にスポットを当てたアート展）では、10名選出のところ111名の応募がありその1名に選ばれ明るい話題となった。しかし、施設利用者が歳を重ねていくなか、自身の心身の変化、家庭環境の変化により、2名の方が入所施設へ移行された。就労継続支援 B 型事業においては、中はりま県民センター主催の授産品コンクール食品の部で「梅ひじき」が受賞し、イベントでの販売などで販路の拡大を目指している。しかし、ごりんやでは職員が退職し体制の再編成をおこなったこと、その他作業種も整えたこともあり、就労収益全体として減収となった。

太陽の郷としては、利用者の減少、就労収益の減収といった現状から何を目指すべきかを考え、利用者の活躍やより楽しい生活を目指し下記の重点項目を進めていく。

## 重点目標

### 施設全体

---

#### ■ 人材育成・利用者の受け入れ

利用者に選ばれる施設となるにはサービスの質の向上が必要で、そのためには人材育成が必須である。強度行動障害を持たれている方の支援を進めていくなかで、利用者の活動の幅を広げていく。特別支援学校や相談支援事業所を訪問し、取り組みを伝え情報を発信していくことで実習や見学の受け入れに繋げていく。

### 生活介護

---

強度行動障害を持つ方への支援を進めていくなか、さらなる専門的知識、理解の向上を目指すことで、日中活動の充実を図り利用者が意思決定することで見通しのある生活が送れるように支援していく。

#### ■ 強度行動障害を持つ方への支援の向上

- ・ 強度行動障害を持つ人への支援では視覚支援を進めているが当事者へのマッチングには至っていない。スーパーバイザーよりアドバイスを受けながら、職員間での課題への解決に向けて統一した支援を行うため、人材育成が必要である。実践していくなかで利用者の様子や疑問・支援における改善点など職員がさらに意見交換できる場を増やし統一した支援を実施していくことで専門性の向上を目指す。

#### ■ アート活動の発信

- ・ 丹波篠山まちなみアートフェスティバル 2023 に出店依頼があり、9月の開催に向けて作品の選出、演出など絵画クラブ講師と相談し、成功を目指していく。また、「兵庫県障害者美術工芸作品展」「かんでんコラボアート」に加え、新たな作品展への出展にも挑戦していく。

### 就労継続支援 B 型事業

---

新たな作業の開拓のため知識の獲得、その作業を確立させていく上で地域との繋がりを広げていく。また、一般企業への就職を目指すため準備していくなど利用者の活躍の場を広げていくため下記の内容を実施する。

#### ■ 一般就労に繋げるための活動

- ・ 一般就労に繋げた経験が少なく、職員にも基礎知識から学んでいく必要があると考える。同時にハローワーク等でどういった職種、仕事内容があるのか情報収集し、利用者に発信しながら意思確認を行っていく。

#### ■ ごりんやでの活動

- ・ 新商品の開発（蒸しケーキ）を進めている。利用者の収益に繋がるようにしていく。
- ・ まず広がっていくように毎月の市役所やイベントでの販売をして改良を進め、販路を広げていきたい。

## 利用者支援

### 生活介護事業

---

生活支援、余暇活動、作業として下記の内容を実施する。

- ・強度行動障害のある方の支援について、スケジュールボードを確認し見通しのある生活を送れるように、アセスメントを繰り返しながら利用者が必要と感じるボードを完成させていく。また、利用者に合った一日が送れるように日中活動の選択肢を拡げていく。

### 就労継続支援 B 型事業

---

各作業でスキルアップや工賃アップを目指し下記内容を実施し、農福連携においては利用者の新たな活躍の場として作業の確立を目指していく。

#### ■ 施設内作業班（ダイレクトメール作業）

- ・収益目標年間 1,200,000 円（月間 110,000 円）を達成させる。
- ・定期的にある作業では PDCA サイクル（計画、実行、評価、確認）を活用しながら、個々人で苦手な工程を振り返り、練習に加え必要に応じ自助具の作製、改良をしていくことでスキルアップやステップアップを図り、利用者たちで流れを作り完結できることを目指していく。

#### ■ 施設外作業班（除草、清掃、コーティング作業、リサイクル作業）

- ・収益目標年間 3,000,000 円を達成させる。
- ・施設外での挨拶や危険認識等、施設内とは違った部分の訓練も組み込み一般就労に向けて必要なスキルの向上を目指し支援していく。
- ・除草では、市委託の大塩海岸や近隣地域からいただいている作業を継続して受けていく。
- ・農福連携の研修を経て、繋がった農家と連絡を取りながらスポットで仕事を受けていく。

#### ■ 製造販売作業班（お惣菜の店 ごりんや）

- ・全体の売り上げ目標年間 8,000,000 円を達成させる。
- ・「梅ひじき」は販路拡大を目指し、開発中の「米粉の蒸しケーキ」の市役所販売やイベント参加することでブラッシュアップしながら定番となる商品としていく。
- ・米粉の蒸しケーキをはじめに、自施設の畑で作った野菜や地域の食材を取り入れた商品開発をする。
- ・ランチや商品、イベント参加をインスタグラム等の SNS を活用し情報発信して集客を目指す。

## 年間計画

毎月	<p>■ 法人会議（毎月実施）</p>	<p>1. 虐待防止委員会 2. 身体拘束適正化委員会 3. B C P 検討委員会 4. 事故防止委員会 5. 感染症防止委員会 ※上記 1～5 は法人会議内にて実施する。</p>
	<p>■ 強度行動障害を示す利用者の事例検討会</p>	<p>第 4 木曜日に実施。他法人からも参加者あり。</p>
	<p>■ 虐待防止研修（全職員）</p>	<p>年 2 回（5 月、10 月）実施。新人職員へはその都度実施する。</p>

月	行事等	保護者関係
4 月	花見	保護者会 個別支援計画説明面談
5 月		
6 月		保護者会
7 月	そうめん流し	
8 月	慰労会	保護者会
9 月	絵画展示出展 (11 月 4 日まで)	
10 月		保護者会 個別支援計画説明面談
11 月	ハロウィン	
12 月	クリスマス会 忘年会	保護者会
1 月		
2 月	節分	保護者会
3 月	慰労会	

## 共同生活援助 チャレンジ

### 基本方針

障害者の地域生活移行の一つの手段として、共同生活援助事業における共同生活住居を設置運営し、利用者一人一人にとって心安らげる「家」となるような支援を目指す。利用者の障害種別や程度に関係なく、充実した生活を営むことができるよう、サポートと相談業務の強化を図り、各関係機関と連携を密にして、継続的に支援する体制を整える。

### 取り巻く環境

ここ数年、グループホームの新規開設が著しく増加しているが、地域や障害の程度によって偏在しているのが実情である。また、障害特性、障害支援への理解や経験が乏しいまま参入する事業所もあり、利用者に対して十分な支援の提供ができない等の弊害をもたらしている。今後、これまで以上に地域移行が推進されるなかで、さらなる人材確保・育成、質の高い支援の提供が必要とされる。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、共同生活援助事業 チャレンジは以下の内容が要点となる。

#### 1. 基本報酬の見直し

現行	共同生活援助サービス費(I) 世話人配置 4:1 以上	4,535 単位/日
見直し後	共同生活援助サービス費(II) 世話人配置 6:1 以上	3,517 単位/日

基本報酬の見直しにより、世話人の配置によって 4:1、5:1、6:1 と基本報酬の区分が分けられていたが、報酬改定後は 6:1 のみとなる。

#### 20. 人員配置体制加算の新設

新設	人員配置体制加算(I) 加配 12:1 以上	871 単位/日
----	------------------------	----------

新たに「人員配置体制加算」が新設され、サービス提供時間の実態に応じて加算する体系へと変更となる。

1、2 の変化に伴い、ひと月おおよそ 45,000 円の減収が確定している。安定した事業所運営の為にも新規利用者の獲得に努め、減収に対処していく。

#### 21. 自立生活支援加算の見直し

一人暮らし等を希望する利用者に対しての支援を充実させることを目的としている。チャレンジにも

一人暮らしを希望している利用者があり、自立生活支援の提供を実施する。

## 22. 地域との連携等の新設

---

上述のような理解や経験の乏しい事業所から利用者を守り、事業運営の透明性を高めるために地域関係者や市町村の担当者を含めた外部の目を入れる「地域との連携」が努力義務化された。1年に1回以上「地域連携推進会議」を開催し、必要な要望、助言を聴く機会を設ける。

## 重点目標

重度化、高齢化、一人暮らし等、利用者の状況やニーズ、意向は多種多様である。利用者ひとりひとりの状況やニーズ、意向に適した支援が提供できるように外部、内部問わず研修へ参加し職員の知識、支援力の向上させることで、利用者のニーズ、意向の実現を現実のものとする。

地域に根付いた事業所運営のために、地域資源の活用や地域住民との交流を図ることで、地域との連携を目指す。また、利用者やその家族、地域住民などとの会議や見学の場を設けることで、透明性の高い事業所運営を実施する。

## 利用者支援

### 1. 利用者の権利擁護

---

利用者本人の意思や意向をできる限り反映させることにより、利用者の尊厳や権利を守っていく。また、虐待防止・差別解消に関する研修を行う事で、職員の意識向上を図り虐待・差別に対する予防や早期対応を実施していく。

## 23. 意思決定支援

---

利用者が望む日常生活、社会生活の実現のため利用者本人の意向を確認する機会を設ける。日常生活の些細な事柄に対しても、「選択する」「実行する」「結果を得る」機会を増やすことで、利用者本人の意思決定支援に対する意欲向上に繋げていく。

## 24. 重度・高齢化対応の強化

---

日常的に利用者と共に密に関わり、身体機能、認知機能を注意深く観察する。機能低下の兆候を確認した際は、早期対応を実施し日常生活スキルの低下防止に繋げる。障害支援だけでなく、介護分野の知識、技術を職員が取得し、利用者支援に取り入れていく。必要に応じて専門職と連携し、より適切な支援方法を確立する。

## 25. 健康管理

---

利用者の高齢化に伴い様々な身体症状や疾病が顕著となっている。グループホームで長くその人らしく生活を送る為に日々身体、精神状態を確認すると共に看護師が定期的に訪問し、血圧測定や状態のアセスメントを行う。状態異状を確認した場合は、速やかに協力医療機関へ相談・受診し早期治療に努める。関係機関と連携を図り、情報共有を行う。

## 26. 感染症対策

---

新型コロナウイルスが5類感染症に引き下げられたものの、今もなお流行が続いている。新型コロナウイルスだけでなくとどまらず、インフルエンザなど様々な感染症が猛威を振るうなか、利用者、職員の安全を守るため以下の感染症対策を継続して実施する。

### ① 感染予防

1. 手洗い、うがい
2. 手指の消毒
3. 接触頻度の高い場所の消毒
4. マスクの装着
5. 換気

### ② 体調管理

1. 職員、利用者共に毎朝・帰宅時の体温計測の実施
2. 体調不良時、指定病院の受診

## 災害・緊急時の対応

1. 「命を最優先に行動する」を基本として、災害・緊急時の対応の支援を強化する。緊急事態が発生した場合は、緊急連絡網の連絡系統に従って速やかに連絡を行い、バックアップ施設である姫路暁乃里との連携を図る。日中活動の場(就労先)で過ごしている場合は、速やかに就労先、事業所、もしくは利用者本人に連絡を取り、安否確認を実施する。
2. 年2回の避難訓練を実施する。その中で避難だけでなく通報や消火訓練を行うことで、自己防衛能力の向上を図る。
3. 姫路市の「災害時要援護者台帳」に利用者の情報を登録し、自治会や消防団、民生員に利用者の存在を知ってもらう。
4. 業務継続計画(BCP)の見直し、研修(シミュレーション)を定期的の実施し、有事の際に職員ひとりひとりが速やかに行動できるようにする。

## 虐待防止対策

5. 虐待防止に関する必要な体制の整備を行い、法人で定められている倫理綱領や行動規範を職員全体へ周知する。グループホームにおける支援について、密室化に加え一人勤務である事が多い。職員間の情報共有や連携に併せ、関係する事業所や保護者の面会や地域住民を招くなど、風通しの良い

環境を整える事で虐待防止に繋げていく。

6. 虐待防止委員会への参加と職員への研修を実施する。

## 年間計画

	委員会・法人研修	施設内研修	行事等	
4月	<b>■ 法人会議（毎月実施）</b> 虐待防止委員会 身体拘束適正化委員会 BCP検討委員会 事故防止委員会 感染症防止委員会 ※上記1～5は法人会議内にて実施する。	人権、虐待防止研修	避難訓練	
5月				
6月		感染防止研修		
7月		障害特性に関する研修		
8月				
9月		<b>■ 虐待防止研修（全職員）</b> ※年2回（5月、10月） 新入職員へはその都度実施する。		
10月			避難訓練	
11月		<b>■ 3事業所合同会議（毎月第3水曜日実施）</b>	人権、虐待防止研修	
12月			感染防止研修	忘年会
1月			事故防止研修	
2月				
3月				

## 相談支援事業所 ふらっと

### 基本方針

利用者の自立した生活を支え生活していく上でのニーズの解決に向けて各関係機関や他職種間と連携を図りながら、個々の提供されるサービスを包括的に調整し細かく支援する。

### 取り巻く環境

福祉サービス利用者の増加に伴い、希望しているにも関わらず、計画相談支援を利用出来ない事案が増えている。その為、セルフプラン率が高くなってきている。人員不足を理由に新規受け入れ不可の事業所が多く、断られる状況である。

相談内容の多様化、障害者本人の重度高齢化、親亡き後も見据え、その役割を再認識し希望する社会生活が送れるようニーズを把握し適切な支援に繋げていくことが求められている。

### 重点目標

#### 1. 本人中心支援

---

本人の意思や人格を尊重し、心身の状況や置かれている環境に考慮して、障害福祉サービス等が適切に利用することができるよう、本人の立場に立った計画相談を行う。自らが望む場所で日常生活または社会生活が送れるように福祉サービス、関係者と連携を図る。

#### 27. 相談支援スキルの向上

---

相談支援従事者として必要な人権意識や知識、技術向上を図るため各機関などが主催する研修会への積極的参加、業務の振り返りから気づきを得るなど、相談支援のスキルアップを図る。

#### 28. 連携強化

---

来所や電話などの相談を始め、利用者本人及び家族等の状況により自宅や日中活動場所等に訪問し相談を行う。本人の意思を尊重したうえで的確にニーズを把握し、本人が理解・納得して選択出来るよう必要な情報を提供、説明してサービス提供に繋げる。

基幹相談支援センター、姫路市地域相談窓口ひめりんくと積極的に連携を図り本人や保護者等へ情報提供及び助言を行えるよう努める。

#### 29. 新規利用者の契約

---

現在セルフプランの人や相談員を探している人に計画相談がつくよう、基幹相談支援センターや姫路

市と連携し契約を行っていく。様々な理由で別の事業所に移りたいという意向、または障害特性ゆえにそのまま連絡がとれなくなり障害福祉サービスを利用出来なくなった場合もある。相談支援事業所の閉鎖で行き場の失った利用者が新規となることも考えられるため、利用者個人へのきめの細やかなフォローとニーズへの対応を引き続き行いながら、契約利用者数増を見込む。

### 30. 権利擁護

---

成年後見制度や日常生活自立支援事業等に関する情報提供や利用の援助、外部研修への参加をおこなう。

### 31. 緊急時の対応

---

災害や感染症発症時に対して、法人のBCP計画に基づき事業内でも具体的な対策の検討を行う。また相談支援事業所として期待される動きを想定し、必要時に即応が可能になるような準備、体制作りに努める。

## 利用者対象

1. 障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者
2. 障害福祉サービスを利用するすべての障害児

## 事業内容

障害者や障害児の保護者等からの利用者の生活全般に係わる相談に応じ、情報提供・連絡調整・意向を勘案したうえでサービス等利用計画を作成及び関連する業務の実施、事業者等との連絡調整を行う。

#### ① 総合的な相談支援及び日常生活全般についての相談

日常生活による悩み、不安、困りごとについての相談を受け付け、一緒に話をしながら考え、具体的な解決に努める。

#### ② 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)

様々な障害福祉サービスの紹介と利用に伴う申請手続きなどの支援、社会資源の活用や福祉に関する情報提供を行う。

#### ③ サービス等利用計画の作成、作成後のモニタリング

利用者のニーズに沿って、障害福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう、サービス調整を行う。

#### ④ 障害者支援施設等への紹介

日中活動を行う福祉関係の事業所や各種専門機関などの紹介や必要な関係機関(保健、医療、教育、就労等)との連絡や調整を行い、関係機関との支援チームで利用者の支援にあたる。

## 年間計画

	委員会・法人研修	研修等	
4月	<b>■ 法人会議（毎月実施）</b> 1. 虐待防止委員会 2. 身体拘束適正化委員会 3. BCP検討委員会 4. 事故防止委員会 5. 感染症防止委員会 ※上記1～5は法人会議内にて実施する。	虐待.権利擁護研修.避難訓練	
5月		施設内研修.相談機関全体会議	
6月		感染防止.シミュレーション	
7月			
8月			
9月			
10月		<b>■ 虐待防止研修（全職員）</b> ※年2回（5月、10月） 新入職員へはその都度実施する。	相談機関全体会議
11月			人権.虐待防止について
12月			感染防止.シミュレーション
1月			
2月			
3月	避難訓練		

## 放課後等デイサービス オリオン

### 基本方針

児童ひとりひとりが持つ能力や個性を大切にし、今日よりも良い明日になるよう「楽しく遊び・楽しく学ぶ」環境を提供します。達成感を味わい、自己肯定感を高めていく考え方を主とし、児童ひとりひとりの将来を見据えた支援プログラムの構築を目指します。

### 取り巻く環境

姫路市では、令和5年10月1日より放課後等デイサービス利用における日数の支給量が、ひと月当たり最高14日間から19日間へ変更となった。それに伴い利用の量が事業所のサービス提供可能量を大きく上回ることが見込まれるため、職員の配置を1名加えることを条件に定員の2割増までの受け入れが可能となった。現時点では令和7年3月31日までの措置である。

令和6年4月1日以降、送迎時3列シート以上の車を運行する場合において、ブザーが鳴る等、児童の降車見落としを防ぐための安全装置を取り付けることが義務化される。

子どもが送迎バス等に取り残され、死亡してしまうという痛ましい事故を二度と起こさないための施策である。

その他、令和5年4月1日に発足した「子ども家庭庁」が設置された背景には、児童虐待やいじめ問題、子ども自身の低い幸福度や親の子育て負担の増加といった問題があるとされている。この度の令和6年度介護報酬改定のなかでは、療育の質や家族支援の充実にふれた内容等がいくつか挙げられており、しっかりと対応していく必要がある。

### オリオンを運営する上で関係してくる改定内容

支援における「5領域」を全て含めた総合的な支援の提供。

5領域との繋がりを明確化した支援プログラムの作成・公表。

児童指導員等加配加算は配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じて評価される。

基本報酬について、個々の利用児の支援時間に応じた「支援時間による区分」となる。

延長支援加算の内容を見直し、預かりニーズへの対応を実施。

家族支援加算による家族への相談援助等の充実。（※個別、グループ、きょうだいも可）

子育てサポート加算の施設（※支援における観察や参加等の機会の提供や相談援助）

不登校児童への支援の充実（※個別サポート加算Ⅲとして新設）

オリオンでは上記の内容等を踏まえながら、下記の内容を重点目標として挙げ、4月からの新規契約児童3名を含む81名でスタートしていく。

## 重点目標

### 1. 療育の質の向上

---

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」といった5領域を全て含めた総合的な支援をしっかりと提供していくことに加え、児童ひとりひとりの自己選択・自己決定を大切に、自己肯定感の向上に繋げる。

下記について学び等を深めていき、日々の療育に活かしていく。また、職員ひとりひとりの支援技術や考える力の向上、そして責任をもって進めていくことで人材育成へと繋がっていくと考える。

#### ① 空間の構造化

個々の特性に応じて空間を作り、それぞれが過ごし易い場所へとしていく。

#### ② 視覚支援

子どもたちの選択肢や表出のバリエーションを増やしていくために、絵カードコミュニケーションを積極的に取り入れる。その他、個々の特性や課題に応じた掲示物等を提供することでその時々における困りごと等を軽減させていく。

#### ③ 応用行動分析（ABA）

その行動に至った理由や対応方法・想定されること等、行動の前後に着目検証し、児童ひとりひとりに必要とされる療育を提供していく。

#### ④ アセスメント

児童ひとりひとりの現状の理解や得意なことや苦手なこと等をしっかりと把握する。そして段階を追いながら根拠（エビデンス）に基づいた療育を実施していく。

### 32. 保護者支援（ペアレントトレーニング）

---

上述したような療育の質を上げていくことで、家庭での困りごと等に対する相談援助にしっかりと対応していく。また、年間を通して下記のような取り組みを実施し、保護者だけでなく家族への支援の充実を目指していく。

1. 保護者勉強会の開催
2. 見学会の開催
3. 座談会の開催
4. 視覚支援制作講座の開催（年間プログラム）

## 利用者支援等

### 1. 個別療育と集団療育

---

5領域に内容を組み込んだ個別支援計画や個々の能力に応じたプログラムを立案し、食事、着替え、トイレ等の日常生活動作。お金の理解等、考える力を養う為に手段的日常生活動作の向上を図る。また、何をするにもコミュニケーションは必要となる。方法として言語、ジェスチャー、絵カード、手話等それぞれである。意思表示が上手く出来た時の喜び、楽しさ、生活のし易さを味わって貰えるように支援を実施し、その上で自己肯定感を高めていく。

### 33. 保護者との連携

---

保護者においては日々のやり取りに加え、事業所発信の勉強会を月1回開催していく。勉強会の他に座談会を開催する等、情報収集や繋がりを作る場を積極的に提供していく。常にニーズや状況の変化等を得られるように努めていく。

### 34. 感染症対策

---

検温、手洗い、うがい、手指消毒、換気等の実施。その他、児童受け入れ前後の備品や送迎車の消毒も実施する。必要に応じてフェイスシールドを着けての支援に当たる場合もある。感染症を未然に防ぐ対策、起きた時の対応策を再度見直していく。

### 35. 虐待防止・権利擁護

---

法人での定期研修等に加え、行政や兵庫県知的障害者施設協会の虐待未然防止研修への参加も積極的に行う。

こども基本法等、制度についての周知を全職員へ徹底する。

### 36. 災害・緊急時

---

緊急時とは送迎中の事故、または児童に関する場合もある。そういった想定される場面それぞれのマニュアルを作成し、混乱等を避けられるように努める。また職員の連絡網、保護者の緊急連絡先も常に最新へとしておく。また総務省推奨の災害用伝言サービスも活用し、事業所に取り残された場合や送迎中に孤立した場合等の伝言サービスの想定もしておく。

## サービス提供時間

平日 14：30～17：30  
土祝 10：00～16：00

## 年間計画

委員会・法人研修	施設内外研修	行事等
<p>■ 法人会議（毎月実施）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 虐待防止委員会</li> <li>2. 身体拘束適正化委員会</li> <li>3. BCP検討委員会</li> <li>4. 事故防止委員会</li> <li>5. 感染症防止委員会</li> </ol> <p>※上記 1～5 は法人会議内にて実施する。</p> <p>■ 虐待防止研修（全職員）</p> <p>※年 2 回（5 月、10 月）</p> <p>新入職員へはその都度実施する。</p>	<p>虐待未然防止 権利擁護 接遇 経営面について（人員配置、加算等） 制度について 県や地区の研修会参加 保護者向けに毎月勉強会を実施する。その内容を職員間でも共有する為の勉強会を開催する。</p> <p>※下記は年間を通して勉強していく。</p> <p>絵カードコミュニケーション 応用行動分析</p>	<p>花見 海水浴 芋ほり クリスマス会 餅つき 初詣</p> <p>※上記以外にも調理実習や、外出訓練、季節毎の行事等を考えながら実施をしていく。</p>